

当座勘定規定(福銀パーソナルチェック用) ※下線が追加・修正部分

改定前	改訂後
<p><b>第7条(手形・小切手の支払)</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、本人または代理人が自己の名義で振出した小切手を使用してください。</p> <p><b>第8条(小切手、手形用紙)</b></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 小切手用紙、手形用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を当行所定の代金と引き換えに交付します。</p> <p><b>第12条(手数料等の引落し)</b></p> <p>(1) 当行が受取るべき貸付金利息、手数料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p><b>第16条(署名鑑照合等)</b></p> <p>(1) 小切手、手形または諸届書類に記載された署名を、届出の署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その小切手、手形、諸届書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) 小切手、手形として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p>	<p>※2024年4月1日以降、新規口座開設の受付停止</p> <p><b>第7条(当座勘定の払戻し)</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、本人または代理人が自己の名義で振出した小切手<u>または当行所定の払戻請求書</u>を使用してください。</p> <p>(4) <u>前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、口座名義人による口座開設店での使用に限定します。当行所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことはできません。</u></p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p><b>第8条(小切手用紙、手形用紙、払戻請求書)</b></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 小切手用紙、手形用紙、<u>払戻請求書</u>の請求があった場合には、必要と認められる枚数を当行所定の代金と引き換えに交付します。</p> <p><b>第12条(手数料等の引落し)</b></p> <p>(1) 当行が受取るべき貸付金利息、手数料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>または払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p><b>第16条(署名鑑照合等)</b></p> <p>(1) 小切手、手形、<u>払戻請求書</u>または諸届書類に記載された署名を、届出の署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その小切手、手形、<u>払戻請求書</u>、諸届書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) 小切手、手形、<u>払戻請求書</u>として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p>